

**令和5年度**

## 6月2日からの大雨等による被害を受けて 静岡県中小企業災害対策資金を利用している皆様へ

### 沼津市中小企業災害対策資金利子補給事業のお知らせ

6月2日からの大雨等による被害を受け、**設備の修繕や運転資金確保などのため**、中小企業の皆様が、静岡県中小企業災害対策資金の融資を利用した際に、貸付から2年間の利子の一部を市が上乗せ補給して、経営の安定化を支援するための制度です。

利用対象者	市内に店舗、工場又は事業所を有する中小企業者で、令和5年6月6日以後に <u>静岡県中小企業災害対策資金</u> の融資を新たに受けられた方。(※1)
利子補給対象限度額	5,000万円（県制度と同額）
利子補給期間	融資開始から2年間（据置期間も含む）
利子補給額	支払利子の金額の1/2相当（※2）
申込方法	所定の申込書に融資償還予定表を添えて市商工振興課に申し込んでください。
申込期間	令和6年3月29日まで
利子補給の方法	年度ごとに利子補給金を交付します。申込をされた方に、毎年度末ごろに申請書類一式を送付しますので、そのつど交付申請を行ってください。
その他	静岡県中小企業災害対策資金の取扱による

(※1) 静岡県中小企業災害対策資金の取扱期間は、令和5年6月6日～令和5年12月13日

(※2) 融資当日から起算して24回分の実支払利子額の合計から算出します。

お問い合わせ先 沼津市役所商工振興課 労働福祉係 TEL 055-934-4749